

次期計画(尼崎市障害福祉計画(第7期))の主な改定項目等(施策推進編:第3章)

参考資料
(前回配布資料)

項目	現行計画に記載している内容		次期計画で追加・変更して記載する内容(案)
	記載事項	現行計画に定める成果目標・活動指標など	
1 障害福祉計画について	(1) 計画の概要	—	—
	(2) 計画策定に向けて踏まえるべき制度改正	—	変更 ※ 国の基本指針や法改正等による制度内容を記載
2 サービス提供における基本的な考え方	(1) 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方	—	変更 ※ 国の基本指針や法改正等による制度内容を記載
	(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	—	変更 ※ 国の基本指針や法改正等による制度内容を記載
3 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標 【成果指標】	(1) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標設定	【目標】地域生活への移行者数 【目標】施設入所者の削減数	—
	(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に係る目標設定	【目標】地域生活支援拠点等の確保 【目標】地域生活支援拠点等の運営状況の検証及び検討	追加 ○● 地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置(★) ○● 地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置(★) ○● 支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築(★)
	(3) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定	【目標】福祉施設(※)から一般就労への移行者数の増加 ※ 就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型 【目標】就労定着支援事業の利用者の増加 【目標】就労定着支援事業所の就労定着率の増加	追加 ○ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:達成事業所が5割以上 追加 ○ 地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進
	(4) 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標設定	①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 【目標】児童発達支援センターの設置 【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 ②重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 【目標】重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保 【目標】重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 【目標】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 【目標】医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	追加 ● 「児童発達支援センター」が地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や障害種別にかかわらずサービス類型(福祉型・医療型)の一元化(★) →児童発達支援センター「たじかの園」の支援機能等の再整理
	(5) 相談支援体制の充実・強化等に関する目標設定	【目標】総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	変更 ○ 基幹相談支援センターの設置 追加 ○ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等(★)
	(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標設定	【目標】障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	—
4 障害福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策 【活動指標】	(1) 訪問系サービス	・居宅介護/重度訪問介護/同行援護/行動援護/(重度障害者等包括支援)	変更 ○ 個々のサービスで活動指標を設定
	(2) 日中活動系サービス	・生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練) ・就労移行支援・就労継続支援(A・B型)・就労定着支援 ・療養介護・短期入所(福祉型・医療型)	追加 ○● 就労選択支援(就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスの創設(★))
	(3) 居住系サービス	・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援 ・地域生活支援拠点等の運営状況の検証及び検討【成果指標の再掲】	追加 ○ 共同生活援助における重度障害者の利用者数を追加 追加 ○● 地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置(★) 【成果指標の再掲】
	(4) 相談支援	・計画相談支援(サービス等利用計画、モニタリング)・地域移行支援 ・地域定着支援	—
	(5) 障害児通所支援等	・児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 ・医療型児童発達支援	検討 ※ 近年のサービス量の伸びが大きい児童発達支援と放課後等デイサービスについては、別途、事業所や利用者への個別調査を実施するなどしてニーズ把握や今後の方策等の検討材料とするのはどうか。
	(6) 障害児相談支援等	・障害児相談支援(障害児支援利用計画、モニタリング) ・医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置【成果指標の再掲】	—
	(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 ・協議の場への関係者の参加者数 ・目標設定及び評価の実施回数 ・精神障害者のサービス利用(地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助・共同生活援助)	追加 ○ 精神障害者のサービス利用に「自立訓練(生活訓練)」の利用者数を追加
	(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組	・総合的かつ専門的な相談支援体制 ・地域の相談支援体制の強化(地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数)(地域の相談支援事業者の人材育成の支援回数)(地域の相談機関との連携強化の取組回数)	変更 ○ 基幹相談支援センターの設置【成果指標の再掲】 追加 ○ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等(★)(相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数/参加事業者数・機関数)(協議会の専門部会の設置数/実施回数)
	(9) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ・障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有(審査結果の活用等と事業所や関係自治体との共有体制の有無と実施回数) ・指導監査結果の関係市町村との共有(指導監査の適正な実施と関係自治体との共有体制の有無と実施回数)	—
5 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策	(1) 理解促進研修・啓発事業	(実施の有無)	—
	(2) 自発的活動支援事業	(実施の有無)	—
	(3) 相談支援事業	・障害者相談支援事業(実施箇所数) ・基幹相談支援センター(実施箇所数/機能強化事業の実施の有無) ・障害児等療育支援事業(実施箇所数)・住宅入居等支援事業(実施の有無)	—
	(4) 成年後見制度利用支援事業等	・成年後見制度利用支援事業(利用人数)・法人後見支援事業(実施の有無)	—
	(5) 意思疎通支援事業	・各種派遣事業(手話/要約/盲ろう者向け通訳・介助員/失語症者向け意思疎通支援者)(派遣件数) ・各種養成事業(手話/要約/盲ろう者向け通訳・介助員/失語症者向け意思疎通支援者)(修了者数) ・手話通訳者設置事業(設置人数)	※ 地域生活支援事業の各項目については、今後発出される厚生労働省通知に基づき、適宜設定する。
	(6) 日常生活用具給付等事業	・介護・訓練支援用具/自立生活支援用具/在宅療養等支援用具/情報・意思疎通支援用具/排泄管理支援用具/居宅生活動作補助用具(給付件数)	—
	(7) 移動支援事業	(利用時間・人数)	—
	(8) 地域活動支援センター事業	(施設数・利用人数)	—
	(9) その他の事業	—	—
6 適切なサービス提供のための方策	(1) 持続可能な制度構築に向けた考え方	—	—
	(2) 給付の適正化と適切なサービス提供に向けた取組	—	—

○…国の基本指針の見直しによるもの ●…法改正や報酬改定の検討内容によるもの (★)…市民意見聴取プロセスに基づく公表資料において意見を聴取するポイントとしたもの